

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第170号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年8月31日 12時05分ごろ
発生場所	山口県上関町祝島南東方沖 祝島港東D防波堤東灯台から真方位145°1,050m付近 (概位 北緯33°46.70′ 東経131°59.95′)
事故等調査の経過	平成26年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 一辰丸、5トン未満（長さ11.23m） 293-35272山口、個人所有 B プレジャーボート 拓漁丸、5トン未満（長さ6.18m） 291-30972山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 同乗者B
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 右舷側外板に擦過傷、操舵室オーニング等に曲損等
事故等の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、手動操舵で祝島南東方沖を北東進中、船長Aが、前方で漂泊している4～5隻の小型船群を認めた が、距離があるので避けるまでには十分に余裕があると思い、前方の 小型船群から目を離して魚群探知機を見たりしながら北東進を続けた。 船長Aは、ふと前方を見た時、小型船群のなかで左舷船首方に見えて いた1隻が見えなくなったので、A船の船首部に隠れたものと思 い、機関を後進にかけたが、平成26年8月31日12時05分ごろ、A船の右舷船首部とB船の右舷側中央部とが衝突した。 船長Aは、直ちに船を停止し、携帯電話で海上保安庁に本事故の発 生を知らせるとともに、同乗者Bが負傷しているのを認めたので救急 車を要請した。 A船は、自力で航行して山口県光市の係留地に帰港した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、家族（以下「同乗者B」とい う。）1人を乗せ、祝島南東方の烏帽子瀬灯浮標東南東方沖付近で、 機関を中立にして漂泊しながら流し釣りを行っていた。

	<p>船長Bは、烏帽子瀬灯浮標に接近したので、機関を使用して南東方向に移動したのち、流し釣りを再開したところ、同乗者Bの釣りの仕掛けがもつれたので、船首部左舷側で後方を向いて座り、仕掛けをほどこしながら隣に座っている同乗者Bと話をしていたとき、B船の右舷後方から、B船に接近する態勢のA船を認めた。</p> <p>船長Bは、A船はいずれB船の近くを通り過ぎるものと思い、A船から目を離して引き続き釣りの仕掛けをほどこしていたところ、B船とA船とが衝突した。</p> <p>同乗者Bは、衝突の衝撃で破損した操舵室上部のガラスの破片で負傷し、A船で陸上に搬送された後、救急車で病院に搬送され、右顔面裂創及び頭部打撲症と診断された。</p> <p>B船は、自力で航行して山口県平生町の係留地に帰港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2～3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮時、潮高 約276cm（徳山）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、前方の小型船群は、流し釣りをしており、その辺りで魚が釣れているのだろうと思って接近した。</p> <p>船長Bが座っていた船首部付近には、操船を行うことができるリモコンなどはなかった。</p> <p>本事故時、船長Aは救命胴衣を着用しておらず、船長B及び同乗者Bは、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、祝島南東方沖を北東進中、船長Aが、前方で漂泊しているB船を認めたが、距離があるので避けるまでにはまだ余裕があると思いい、魚群探知機を見るなどして前方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に接近したことに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、祝島南東方沖で漂泊中、船長Bが、B船に接近する態勢のA船を認めたが、A船はいずれB船の近くを通り過ぎるものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船がB船に向けて接近してくることに気付かずに漂泊を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、祝島南東方沖において、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、前方で漂泊しているB船を認めたが、距離があるので避けるまでにはまだ余裕があると思いい、魚群探知機を見るなどして前方の見張りを適切に行っていなかったため、B船に接近したことに気付かずに航行し、また、船長Bが、B船に接近する態勢のA船を認めたが、A船はいずれB船の近くを通り過ぎるものと思い、A船に対す</p>

	<p>る見張りを適切に行っていなかったため、A船がB船に向けて接近してくることに気付かずに漂泊を続け、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 他船と接近する状況のときには、安全に通過するまで継続して見張りを適切に行うこと。